





6 . 職務上請求書について < 例示 >

番号	事 例	可否	備 考
1	農業を営む A さんから農地転用の許可申請を依頼されたが、相続登記が未了であったため、被相続人の長男である A さんの同意を得て、A B C D の遺産分割協議書作成のため戸籍・住民票の謄抄本等を取得した。		権利義務・事実証明書類の作成を依頼されている。
2	B さんから自動車の名義変更(移転登録)を依頼されたが、旧所有者の A さんが住所変更していたので住民票を取得し、登録申請書に添付して手続きを行った。		官公署に提出する書類の作成を依頼されている。(自動車登録には A と B の委任状が添付されている。)
3	自動車販売店から A ユーザー名義の自動車の抹消登録(廃車)をしたいが、住所が変わっているため住民票を上げて欲しいと言われたため、住民票を取得して A 社に渡した。	×	謄抄本だけの単純代行であり、職務上に該当しない。
4	A 自動車ディーラー店から、10 年来の顧客である B さんにリコール対策整備の案内状を送ったが、返送されてきてしまうので、現住所を調べて欲しいと依頼され、住民票の除票を上げ転出先を調べて A 社に報告した。	×	謄抄本だけの単純代行であり、職務上に該当しない。
5	A さんから娘の B 子が付き合っている結婚予定である C 男の身元が不安なので、調べて欲しいと言われ、住民票を取得して本籍を調べて、戸籍謄本を取り寄せ A さんに届けた。	×	謄抄本だけの単純代行であり、職務上に該当しない。
6	A 金融機関(信販会社)から債務不履行の B 男に督促状を出しても住所不明で返送されてくるので、転居先を調べて欲しいと言われ、除票を取得して A 金融機関に届けた。	×	謄抄本だけの単純代行であり、職務上に該当しない。
7	A 信販会社から債務不履行の B 男に督促状を出しても住所不明で返送されてくるので、転居先を調べ内容証明で督促して欲しいとの依頼を受けたため、住民票を取得し督促状を作成し、転居先宛に内容証明郵便で送付した。		権利義務・事実証明書類の作成と送付を依頼されている。
8	有限会社 A 工務店の B 社長から、建設業の新規(業種追加)許可を依頼され、A 工務店の取締役である B, C, D の 3 名の住民票を取得し、京都府に許可申請を行った。		官公署に提出する書類の作成を依頼されている。(機関決定を経ている。)
9	A さんから相続手続(遺言)についての原案作成を依頼されたが、相続人 B, C, D の内 D とは絶縁状態で、音信不通であるので、調べるために住民票の除票をあげ、相続手続の書類作成を開始した。		権利義務・事実証明書類の作成を依頼されている。

## 7. 職務上請求となる境目とは何か

前ページの例示の6と7を比較すると一目瞭然です。

6は「単純代行」であり、見出し項目3の(イ)(ロ)の何れにも該当しないため、不法行為を構成するが、7は行政書士法に基づいた書類作成のため(ロ)に該当し、「職務上請求」となるため、職務上請求書による交付請求が可能となります。つまり、謄抄本の交付請求が(受託した業務の)書類の作成と密接不可分の関係にあるか否かによって職務上請求であるのかという境界線が確定されてきます。

いずれにしても、個人情報に対する考えが従来とは大きく違ってきていますので業務の受託に際しては、業務委託契約書・委任状・依頼書等を交わしておくことと契約書・依頼書等がない場合には、正当な依頼に基づいて業務として行ったという意味からも、作成した書類の控・領収書等の「疎明資料」を保存しておくという措置が肝要であると思われます。

## 8. 判例はどうなっているのか

行政書士が正当な理由もなく他人の戸籍謄本、住民票の写しを取得したことが違法であるとして慰謝料50万円の支払いが命じられた事例

損害賠償請求事件 東京地裁 平七(ワ)21479号 平8.11.18判決

原告 ジャーナリストX 被告 行政書士Y

「Xの依頼に依らずして、Yが交付請求中に「相続(分割、裁判所)」としてXの住民票と戸籍謄本を取得したため、プライバシーが侵害されたとしてXが提訴した。

Yは職務上したものであり、経緯を明らかにできないが正当と判断される依頼に基づいてしたと反論した。

結局、Yは裁判所の「釈明準備命令(交付請求の正当性について釈明を準備すること)」にも応じず、依頼の経緯を明らかにしなかったため違法(不法行為を構成)であるとして、Yに慰謝料として50万円の支払いを命じた。」

判旨一部抜粋

「・・・右交付請求は、虚偽の使用目的によるか、又は原告の相続に関して利害関係を有する他人の依頼に基づいてされたかのいずれかである。

虚偽の使用目的を示してする戸籍謄本等の取得は、真の目的が明らかにされ、それが正当なものと認められない限り、正当な理由なくしてされたと解して妨げなく、当該戸籍に記載された者の個人情報を違法に取得するものとして不法行為を構成する。

被告による戸籍謄本等の取得が他人の依頼に基づくのであれば、当然には被告が責を負う筋合いではなく、被告は、裁判所の命令に従って依頼の経過を明らかにすることにより、責を免れることができ、原告は、当該依頼者に対して不法行為責任を追及することが可能となる。

本件において、被告は、依頼者を含め戸籍謄本等の請求の理由を明らかにせず、原告の利益侵害の回復を妨げており、ひいては被告による戸籍謄本等の取得が正当な理由もなくされたものと評価せざるを得ず、右は、不法行為を構成する。」

H17.11.7 名古屋簡易裁判所 平成17年(ア)第201号 住民基本台帳法違反事件

事件番号 : 平成17年(ア)第201号  
事件名 : 住民基本台帳法違反事件  
裁判年月日 : H17.11.7  
裁判所名 : 名古屋簡易裁判所

判示事項の要旨:

行政書士が職務上請求書を冒用して6か月弱の間に前後79回にわたって住民票等の交付を受けたとして、戸籍法121条の2に基づき過料に処せられた事例

平成17年(ア)第201号住民基本台帳法違反事件

主 文

- 1 別紙1記載の違反事実につき、被審人を過料118万5000円に処する。
- 2 別紙2記載の違反事実につき、被審人を処罰しない。
- 3 第1項記載の違反事実につき生じた手続費用は被審人の負担とし、その余の手続費用は国庫の負担とする。

理 由

1 被審人は、平成16年12月9日以降同17年5月9日までの間に、前後79回にわたり、それぞれ調査会社であるA他3社の依頼を受けて、日本行政書士会連合会作成の統一用紙である「戸籍謄本、住民票の写し等職務上請求書」を使用して、職務上の請求であるように装って別紙1記載のとおり各市町村長に対して住民票、除票及び戸籍の附票の下付申請手続をして、その下付を受けたものである。以上は上記各請求書(写し)、平成17年7月21日付愛知県総務部総務課主幹B他四名作成名義の調査書、同年6月22日付愛知県行政書士会会長C作成の「会員の廃業に伴う登録抹消について(報告)」と題する書面及び被審人の陳述書(平成17年9月20日付)によって認められる。

2 別紙2記載の12回にわたる違反行為は、被審人が申請にかかる書面の下付を受けたと認めるに足る証拠がない。

3 被審人は、短期間に頻回調査会社である前記4社の依頼をうけて、対価を得て不正行為に及んでいること、行政書士法9条によって義務づけられている帳簿等証憑となるべきものは既に一切消却されるなど手口も悪質であることを考慮すると、被審人が、違反事実をすべて認め、既に行政書士を平成17年5月31日廃業していることを参酌しても、1違反事実につき1万5000円の過料はやむをえない。

よって検察官の意見をきいたうえ、住民基本台帳法50条、非訟事件手続法162条により、主文のとおり決定する。

平成17年11月7日

名古屋簡易裁判所

裁 判 官 笹 本 淳 子

## 行政書士と戸籍法・住基法との関係

### 9. 法令・行政庁・連合会の規定

- (1) 戸籍法第10条第2項、第12条の2、戸籍法施行規則第11条、第11条の2、住民基本台帳法第11条第2項、同法第12条第2項及び住民基本台帳の閲覧及び住民票の写し等の交付に関する省令（自治省令第28号、総務省令第89号）に規定された「請求事由を明らかにすることを要しない。」の要件は 交付を請求する者の氏名及び住所（事務所所在地と行政書士氏名）（行政書士が）職務上の請求である旨を明示し 請求に係る者の氏名及び住所等（範囲）を明示して請求することとされています。
- (2) 昭和51年 法務省民二第5641号（民事局長通達）第5803号（民事局長通知）によると、行政書士等は請求の事由を明らかにすることを要しない。とされ、（交付請求の際は）資格を具体的に明記し、職印を押印願いたいとしています。（昭和61年 法務省民二第794号も同旨）
- (3) 総行市第382号（17.04.26 依頼文書）、法務省民一第1104号（17.04.26 依頼文書）及び京都市 文市区第16号（17.07.28）によると、「使用目的・提出先」欄は、職務上請求に該当することが明らかになるよう具体的に記載することとされています。
- (4) 日本行政書士会連合会（以下「連合会」という。）発「ガイドライン」 2.（1）項（日本行政 393）によると、「使用目的・提出先」欄は、職務上請求に該当することが明らかになるよう具体的に記載することとされています。
- (5) 連合会発の「記入要領」によると、5.「依頼者名」欄は職務上請求に係る事件の依頼者名を記載することとされています。
- (6) 連合会制定「職務上請求書の適正な使用及び取扱いに関する規則」では・・・法の趣旨を十分に理解し、本規則を遵守しなければならないとされています。

## 10. 「請求事由」と「職務上の請求である旨」

法令の要求するところは上記(1)に記載したとおりであり、そこに規定された

「請求の事由」とは「請求する理由を具体的に明らかにする」ことであり、より具体的にいえば、職務上請求書の使用目的・提出先への記載ということです。

「職務上の請求である旨」とは、行政書士がその身分・資格を明示し(行政書士証票の提示) 使用目的・提出先欄は「職務上請求」・「根拠条文」又は「具体的に」記載して 職印を押印して交付請求を行うこととなります。

つまり、「職務上の請求」に関していえば、住民基本台帳の閲覧及び住民票の写し等の交付に関する省令(自治省令第28号、総務省令第89号)の規定するところは、「職務上の請求である旨」が明らかにされていれば、「請求事由」は明らかにさせる必要はないとしていることに注目する必要があります。

「住民基本台帳事務処理要領(16.03.02 総行市 第64号)」

「職務上の請求である旨」とは、請求書の請求事由欄に「職務上」と記載させる等、当該請求が職務上の請求であることを明らかにさせれば足りるものである。

住民基本台帳法の改正等に関する質疑応答集(自治振第12号)

問15 国、地方公共団体の職員、弁護士、司法書士等が職務上請求する場合、職務の内容を具体的に明らかにさせる必要はあるか。

答 請求書に請求者の職名又は資格及び職務上の請求である旨が明らかにされていれば、その職務の内容を具体的に明にさせる必要はない。ただし、当該請求が職務上の請求であることにつき疑義を生ぜしめる等特段の事情があるときは、請求者に口頭で質問し、関係文書の提示を求める等適宜の方法により確認するのが適当である。

<東京都渋谷区個人情報保護及び情報公開審査会> 答申一部抜粋(14.10.17)

「職務上請求」第三者の保護法益如何は、条例に基づく申立人本人の自己情報コントロール権との比較衡量にかかっている。

開示することで本人との間で紛議の基となるようでは、区として職務上請求者の法益を保証しない結果となりうるからである。

請求事由と職務上の請求である旨の異同を纏めると以下の通りとなります。

- \* 「請求事由」とは・・・交付請求書の使用目的・提出先欄に職務上の請求・根拠条文とするか又は謄抄本の使途を具体的に記載することとなります。
- \* 「職務上の請求である旨」とは・・・謄抄本の交付請求者が省令第3条に規定された行政書士であることを明示(資格、事務所所在地、行政書士氏名、登録番号、届出た職印による押印)することとなります。(総務省令第89号 第3条)

ただし、(3) 総行市第 382 号 (17.04.26 依頼文書)、法務省民一第 1104 号 (17.04.26 依頼文書) 及び京都市 文市区第 16 号 (17.07.28) によると、「使用目的・提出先」欄は、職務上請求に該当することが明らかになるよう具体的に記載することとされていますので、単に「職務上の請求」と記載した場合には、疑義を生ぜしめる等特段の事情があるときに該当するとして、関係文書(疎明資料等)の提示を求められる場合があります。(もっとも、行政書士が職務上請求書を用いて、そこに職印を押印し、行政書士証票を提示した場合には、疑義を生じさせる余地は全くありません。)

以上のことからすると、謄抄本の交付請求に関しては必ずしも「職務上請求書」に依ることを必要としていないばかりではなく、役所に備え付けの交付請求書、行政書士が独自に作成した書式による交付請求書であっても を充足していれば可能という判断となります。

然しながら、法定された士業団体は各々統一した職務上請求書の様式を定めており、連合会においても、会員はその職務上請求書を用いて謄抄本の交付請求を行うよう指導していますので、会員は特別な場合を除いては、職務上請求書を用いる義務があります。

(行政書士法第 13 条、連合会会則第 62 条の 2、第 62 条の 3、職務上請求書の適正な使用及び取扱いに関する規則、本会会則第 46 条、第 49 条の 2)

## 11. 使用目的と提出先

昭和 51 年 法務省民二第 5803 号(民事局長通知)によると、行政書士等は請求の事由を明らかにすることを要しない。とされ、(交付請求の際は)資格を具体的に明記し、職印を押印願いたいとしています。(昭和 61 年 法務省民二第 794 号も同旨である)そして、この両年度の通知においては「使用目的・提出先」には全く触れられていません。

昨年度における法務省及び総務省からの依頼文書(3)(17.04.26)には、職務上請求の旨が明らかとなるように「使用目的・提出先」欄には具体的に記載することとされました。

この依頼文書による「使用目的・提出先」欄への記載要求は、戸籍法第 10 条第 2 項、戸籍法施行規則第 11 条、住民基本台帳法第 11 条第 2 項、同法第 12 条第 2

項及び住民基本台帳の閲覧及び住民票の写し等の交付に関する省令（自治省令第28号）等に規定された「請求の事由等を明らかにすることを要しない。」に準拠していませんが、通達・通知の類は法令の不備・解釈部分を補完するためのものであり、昨今における「個人情報の保護」という観点が徹底されてきたことや士業による不正請求が後を絶たないことから各士業団体に依頼する形で通知されたものです。しかし、「使用目的・提出先」欄への記入は、行政書士という法律家の立場からすると、個人情報漏洩の可能性があることとの比較から、法第12条（守秘義務）との整合性を如何につけるのかという難しい立場に立たされる場面も想定されてきます。

市町村自治研究会編「住民基本台帳法令・通知集」

各士業による「職務上請求」は、法定の連合会団体の発行する統一用紙によることとされ、そこには「使用目的・提出先」欄が設けられている。しかしながら、各法定士業にはその依頼者情報に対し職務上の守秘義務が伴っていることから、職務上請求に特段の疑義があるとき以外は、その職務内容を具体的に明らかにさせる必要はないと解されている。

## 12. 依頼者名

連合会は「職務上請求書の適正な使用及び取扱いに関する規則（17.07.20）」によって、会員が使用する職務上請求書の「依頼者名」欄への記入を要請していますが、この「依頼者名」欄は個人情報の保護、守秘義務遵守という、法定資格者に対して要請される最も基本的な観点からしても非常に重大な問題を含んでいるといえます。

これは、「個人情報の保護に関する法律」「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」「地方公務員法」等による相手サイドの守秘義務遵守を持ち出す以前に、依頼者と直接係っている行政書士の守秘義務遵守を明記した行政書士法第12条との係わり方のほうがより大きな問題となってきます。

ちなみに、同様の規定（守秘義務）がある他の士業においては、海事代理士以外には職務上請求書に「依頼者名」欄はありませんし、現行の法務・総務省令や通達・通知・依頼文書に至るまでにおいても「依頼者名」という四文字には全く触れられていません。

行政書士法第12条が我々に求めているのは、正しく「依頼者に関する個人情報の守秘・依頼された業務情報の守秘」ということと考えるのですが……。

項目 10～12 を職務上請求書の該当欄に当てはめると下表となります。

依 頼 者 名	
使 用 目 的	
提 出 先	
請求者 事務所 資格 氏 名	職印
登録番号及び電話番号	T E L

\* 請求の事由とは を指します。ただし、昨年制定された連合会の規則では、より具体的に を指すとされています。( は職務上請求・根拠条文又は具体的に記載することとなります。)

\* 職務上の請求である旨とは を指します。

\* の印影と の電話番号は、請求者である行政書士に固有の個人情報ですので、非開示の対象となります。

### 13. 法第 12 条（守秘義務）との係わり

行政書士が自らの手で「依頼者名・使用目的・提出先」の三欄に記載して交付申請をすることは、一般人が役所備え付けの交付申請書を用いて第三者の謄抄本の交付申請をすることとその表現内容において同質であり、そこには法律家としての職務上という概念や守秘義務遵守という概念も存在しえなくなるという恐れが多分にあるように思えます。

例えばですが、上述の場合における個人情報の漏洩は「役所」(行政機関の保有する情報の公開に関する法律、地方公務員法、条例等)サイドの問題であり、連合会の指導に従って「依頼者名・使用目的・提出先」欄へ記入した行政書士に非が無いことは明白ですが、だからといって個人情報の漏洩によって蒙った依頼者側の精神的な苦痛は回復ができないこととなります。

つまり、行政書士に非が無いことと依頼者側の精神的な苦痛の程度は別次元の問題であり、法律家としてどの道を選択するのがベストなのかを試されようとしているのです。

行政がその保有する個人情報についての漏洩の可能性を 100%否定できない以上、項目 5 の表 における本人と対官公署については問題ありませんが、項目 5 の表 における個人間での相続、遺言、離婚、財産分与、親権、債務問題などに関しての職務上の謄抄本請求については「依頼者名・使用目的・提出先」欄への記載に対する特段の注意が必要と思われます。

#### 14．個人情報の保護と審査会

地方自治体の審査会による答申にも個人情報の開示請求に対する考え方のばらつきが見られ、守秘義務を如何に果たしていくのかという難しい問題を我々に投げかけてきています。

<東京都渋谷区個人情報の保護及び情報公開審査会> 答申(14.10.17)  
職務上請求書における「事務所所在地・資格・氏名・登録番号・欄外通し番号」は住民票の本人に開示すべきである。その余の「使用目的・提出先・電話・ファックス番号・職印の印影」は非開示のままで妥当である。

<川崎市情報公開・個人情報保護審査会> 答申(17.04.19)  
非開示とした情報(請求者の氏名・印影)、住所、必要な人との関係及び請求事由は何れも開示すべきである。

<横浜市情報公開・個人情報保護審査会> 答申(14.09.05)  
請求者(弁護士)の印影を非開示とした決定は妥当である。

<岡山市情報公開及び個人情報保護審査会> 答申(14.11.29)  
実施機関は、本件開示請求に対して、条例8条に基づき、開示請求文書の存否自体を明らかにすることなく、非開示決定を行うことが妥当と考えられる。

しかしながら、国民から批判を浴びている土業の謄抄本に関する不正請求事案に対し、他の土業に先駆けて？襟を正していくという連合会の方向性はある程度評価しなければなりませんので、「依頼者名欄」に関しては、全ての土業に共通する事項として、できるだけ速やかに省令で定めるよう求めるとの要請をおこなう必要があります。

## 15 . 戸籍・住基法の改正動向

法制審議会戸籍法部会第3回会議 議事録「戸籍法の見直しについて」(法務省 17.12.19)

最後に確認したいんですけども、職務上請求のところは、今日の議論では請求の理由が必要という結論になったというまとめになるんでしょうか。  
ここも位置づけが請求の事由を書くのか、あるいは職務上であるということを説明するのかですね、その辺の位置づけがまだはっきりしないということで。  
分かりました。  
ただ、従来も一応書いてもらっているということでは、どちらかというところ何かを書かせるといふ方向かなと。それを職務上の必要性を今の欄のような形で、使用目的と提出先という現状のところていくのか、もうちょっとスペシファイさせるのかという、その辺はまだ議論が煮詰まっていないかなと思います。

「住民基本台帳の閲覧制度等のあり方に関する検討会報告書」(総務省 17.10.20)

### (5) 住民票の写しの交付制度等の見直し

ア 住民票の写しの交付制度については、現在でも請求事由の審査等がかなり厳格に運用されており、個人情報保護の観点から、更に厳格な運用を確保することにより適切に対応することが可能であると考えられる。

特に、国や地方公共団体の職員による職務上の請求や弁護士等の職務上の請求については、その職名又は資格及び職務上の請求である旨等を明らかにして請求する場合は、請求事由を明らかにしなくてもよいこととされている中、近年行政書士等による職務上請求用紙の不正使用等の事件が発生していること等も踏まえ、各業士からの職務上の請求に当たっては、詳細な請求事由まで明らかにさせることは必ずしも必要ないが、住民票の写しの使用目的(根拠法令等)、依頼者名、提出先については、職務上の請求であることを明らかにする観点から記載させるなど手続を明確にする必要がある。また、請求者に対する身分証明書の提示等本人確認を徹底する必要がある。

イ 戸籍の附票とは、本籍地で作成される戸籍と住所地で作成される住民票との間を連絡、媒介して、戸籍と住民票の共通記載事項の内容を一致させるとともに、住民基本台帳の記録の正確性を確保するための帳票である。戸籍の附票の写しについては、不動産の登記等、過去の居住関係の公証が必要な場合に利用されているものであり、アに準じて手続の明確化等を図るべきである。

ウ 戸籍の謄抄本の交付制度の見直しに係る検討とも整合を図るべきである。

と報告されており、早晩、省令で定められるようになると考えられます。

(文責 京都府行政書士会 網紀委員長 宮原賢一)